

竹の塚中学校と浏江中学校の統合地域協議会

第1回全体会 次第

日時：令和8年7月28日（火）委嘱式終了後

場所：浏江中学校 会議室

司会：学校適正配置担当課長

1 自己紹介 資料1

2 要綱..... 説明：事務局

（1）統合地域協議会設置要綱について 資料2－①

（2）足立区立小・中学校の統合地域協議会傍聴取扱要綱について 資料2－②

3 役員の選任

4 挨拶

5 議 題..... 進行：会 長

（1）適正規模・適正配置実施計画（案）等について別添資料① 説明：事務局

（適正規模・適正配置計画案）

別添資料②

（これまでの主な質疑）

【文教委員会報告資料】

別添資料③

（陳情説明資料）

【文教委員会報告資料】

（2）統合地域協議会ニュースの発行について

資料3

（3）統合新校の校名の選定方法について

資料4

6 その他

（1）次回の開催日程：令和8年9月7日（月）

時間：18時30分

場所：竹の塚中学校 会議室

7 閉会のあいさつ.....

会 長

足立区立竹の塚中学校と足立区立湊江中学校の統合地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区立竹の塚中学校（以下「竹の塚中学校」という。）及び足立区立湊江中学校（以下「湊江中学校」という。）の統合（以下「統合」という。）に関する事項を円滑に推進するため、竹の塚中学校と湊江中学校の統合地域協議会（以下「統合地域協議会」という。）を設置し、その組織、所掌事項その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 統合地域協議会は、次の各号に掲げる事項について検討し、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 統合に係る諸課題に関すること。
- (2) 統合後に使用する校舎、校庭等の整備に関すること。
- (3) その他統合に関し必要な事項

2 教育委員会は、統合地域協議会から報告された内容を尊重し、統合に関する方針を決定するものとする。

(組織)

第3条 統合地域協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 竹の塚中学校及び湊江中学校（以下「両校」という。）に係る地域の代表者 各校6名程度
- (2) 両校のPTAの代表者 各校2名程度
- (3) 両校の学校長及び副校長 各校2名
- (4) その他教育委員会が必要と認める者 若干名

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないように努めなければならない。

3 前項に規定する委員は、両校のそれぞれの開かれた学校づくり協議会が当該協議会の委員から選出した者の中から、教育委員会が委嘱する。ただし、開かれた学校づくり協議会の委員以外の者を選出することを妨げない。

4 統合地域協議会は、会長が招集し、会長が必要と認めるときは、委員以外の者を統合地域協議会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第4条 統合地域協議会の委員の任期は、委員に委嘱された日から当該年度の3月31日までとする。

2 前項の規定は、統合地域協議会の委員の再任を妨げない。

(役員)

第5条 統合地域協議会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長職務代理 1名

(3) 副会長 2名

- 2 会長及び会長職務代理は第3条第1項第1号及び第2号に規定する委員の互選によってこれを定め、副会長は会長及び会長職務代理が指名する。
- 3 会長は、統合地域協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長職務代理は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 副会長は、会長及び会長職務代理を補佐し、会長職務代理に事故があるときは、あらかじめ指名された副会長がその職務を代理する。

(全体会議)

第6条 第2条第1項により統合地域協議会が教育委員会に報告する内容は、全体会議において検討した結果とする。

- 2 統合地域協議会の全体会議は、会長が招集し、会長が必要と認めるときは、委員以外のものを全体会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 全体会議の議長は、会長が行うものとし、会長に事故があるときは、前条第4項及び第5項に定めるところによる。

(役員会)

第7条 統合地域協議会の全体会議の運営を円滑に進めるために、統合地域協議会に役員会を置く。

- 2 役員会は、第5条第1項各号に掲げる役員で構成する。
- 3 役員会は、会長が招集し、会長が必要と認めるときは、役員以外のものを役員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 統合地域協議会の会長は、第2条第1項に規定する検討事項を個別具体的に検討するために、統合地域協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で構成する。
- 3 部会には、部会長を置き、部会長は部会員の互選によってこれを定める。
- 4 部会は部会長が招集し、部会長が必要と認めるときは、部会員以外のものを部会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第9条 統合地域協議会の委員は、その活動を通じて知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第10条 統合地域協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

(情報提供)

第11条 統合地域協議会は、両校の開かれた学校づくり協議会、保護者及び地域住民に対して、その活動内容等について、積極的に情報提供をしなければならない。

(事務局)

第12条 統合地域協議会の事務局は、学校運営部学校適正配置担当課に置く。

2 教育委員会は、必要に応じて、統合に係る教育委員会事務局職員を統合地域協議会に出席させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、統合地域協議会の運営に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

付 則（8足教学配発第79号 令和8年7月17日 教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

足立区立小・中学校の統合地域協議会傍聴取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区立小・中学校の統合地域協議会の全体会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴券の交付)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、会議の10分前までに傍聴の申出をした者に対し、交付する。ただし、傍聴希望者が第4条に定める定員に満たない場合は、それ以後も定員となるまで傍聴の申出を受け付け、傍聴券を交付することができる。

3 第4条に定める定員を超える傍聴希望者があった場合は、抽選により傍聴券交付者を決定する。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に氏名及び住所を記入し、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴人の入退場)

第3条 傍聴券の交付を受けた者が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券を係員に提示しなければならない。

2 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返さなければならない。傍聴券の交付を受けた者が傍聴をとりやめたときも、同様とする。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、会議ごとに別に定める。

(傍聴することができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、かさの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) その他議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は会議の会場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 写真撮影、録画、録音をしないこと。
- (2) 会場における言論に対し拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (3) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (4) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (5) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。

- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (8) その他会場の秩序を乱し又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(議長の指示)

第7条 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(非公開の場合の退場)

第8条 統合地域協議会の会長が会議の非公開とすることを決定し、議長が会議を非公開とすることを宣告したときは、傍聴人は、議長の指示に従い、すみやかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則 (30足教学適発第548号 平成30年12月14日 教育長決定)

この要綱は、平成30年12月19日から施行する。

付 則 (31足教学適発第98号 令和元年5月13日 教育長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

（表）

傍 聴 券	
傍聴人	氏名
	住所
年 月 日 第 回統合地域協議会	
※裏面の内容をご確認ください。	

（裏）

足立区立小・中学校の統合地域協議会傍聴取扱要綱（抜粋）
（傍聴することができない者）
第5条 次に該当する者は、傍聴することができない。
（1） 銃器その他危険なものを持っている者
（2） 酒気を帯びていると認められる者
（3） 異様な服装をしている者
（4） 張り紙、ビラ、掲示板、ブラカード、旗、のぼり、かさの類を持っている者
（5） 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
（6） その他議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
（傍聴人の守るべき事項）
第6条 傍聴人は会議の会場において、次の事項を守らなければならない。
（1） 写真撮影、録画、録音をしないこと。
（2） 会場における言論に対し拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
（3） 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
（4） はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
（5） 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。
（6） 飲食又は喫煙をしないこと。
（7） みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
（8） その他会場の秩序を乱し又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
（議長の指示）
第7条 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

北鹿浜 小学校・鹿浜西 小学校

統合地域協議会ニュース

令和元年6月発行 創刊号

北鹿浜小学校と鹿浜西小学校を統合する第一の目的は、適正規模化と施設更新の課題を解決することにより、子どもたちの教育環境の向上を図ることです。統合によって安定した学校規模になることで、集団生活の中で認め合い、助け合い、競い合いながら成長できる環境を整え、人間力の育成と学力向上を図ります。また、現代の学びに合わせた校舎に更新することで、学校生活をより充実させることができます。

なお、統合新校は、地元から要望をいただいた鹿浜中学校跡地(鹿浜五丁目18番)に建設いたします。

1

令和5年4月に北鹿浜小学校と鹿浜西小学校を統合します

実施計画(案)の主な内容

- ① 鹿浜中学校跡地に新校舎を建設します。
- ② 令和5年4月からの新校舎での学校生活に合わせ、両校から移転します。
- ③ 通学区域は、現在の両校を合わせたものとします。



2 統合地域協議会を設置しました

令和元年5月29日(水)午後7時から北鹿浜小学校の会議室で第1回統合地域協議会全体会議を開催しました。

会議の冒頭、定野教育長から各委員が委嘱状の交付を受けました。



統合地域協議会とは

子どもたちにとって統合新校がより良い教育環境となるよう、統合に伴う様々な課題を協議する組織です。

▲ 委 嘱 状 交 付 の 様 子

役割

統合に伴う様々な課題を協議し、教育委員会に報告・提言することです。また、地域の皆さんと行政をつなぐパイプ役としての役割も果たしていきます。

協議内容

統合新校の校名・校章・校歌、新校舎等の施設に関することなどを協議します。

構成メンバー

町会・自治会、PTA、学校関係者などで構成されている「開かれた学校づくり協議会」の代表者を中心に構成します。

第1回統合地域協議会全体会議での協議(確認)事項

- ① 両校の統合年度などを定めた実施計画(案)を承認しました。
- ② 会長、会長職務代理、副会長(2名)を選任しました。
- ③ 統合新校の校名の選定方法を協議しました。
- ④ 新校舎に関して広く意見を募集する際や、協議結果がまとまった際に「統合地域協議会ニュース」を発行し、地域及び保護者の皆さんに広く情報をお伝えしていきます。

※1ページ「実施計画(案)の主な内容」参照

統合地域協議会委員(各校8名)

令和元年5月29日現在(敬称略)

役 員	北鹿浜小学校	役 員	鹿浜西小学校
会長職務代理	渡邊 淳子 (開かれ会長)	会 長	野辺 陽子 (開かれ会長)
副会長	矢部 俊久 (開かれ副会長)	副会長	鈴木 健治 (開かれ副会長)
	添田 陽子 (開かれ副会長)		松村 哲男 (開かれ参与)
	石塚 祐二 (開かれ副会長・PTA会長)		野辺 慎一 (開かれ参与)
	鹿浜 武夫 (開かれ前会長)		鈴木 三枝子 (開かれ委員・PTA会長)
	矢萩 恵一 (鹿浜島町会会長)		高橋 進 (開かれ委員)
	宇都宮 晴美 (学校長)		飯島 淳 (学校長)
	日高 陽子 (副校長)		瀧 満裕 (副校長)

開かれ＝開かれた学校づくり協議会の略

3

地元説明会でいただいた主な意見・回答

Q 1

統合新校の場所が鹿浜中学校跡地（鹿浜五丁目１８番）になった理由を教えてください。

A 1

- 1 通学区域の中心に近く、児童に大きな負担がなく徒歩で通学できる距離である
- 2 両校よりも敷地面積が $1,300\text{m}^2\sim 1,500\text{m}^2$ 広い
- 3 通学路変更が１回で済む
ことなどを総合的に判断して決定しました。

Q 2

環七通りや産業道路を横断したりと、子どもの通学が心配です。通学路の安全対策は大丈夫ですか。

A 2

統合前年には、PTA、学校、警察、道路管理者及び教育委員会等が連携して通学路合同点検を実施します。危険箇所によっては、

- 1 横断歩道の新設
 - 2 「学童注意」の路面表示
 - 3 学童擁護員の配置
 - 4 防犯カメラの増設
- 等の必要な対策を講じます。

また、両校で行われていた交通安全教育が統合新校に引き継がれるように、教育委員会も連携していきます。登下校時の子どもたちの見守りについては、引き続き地域の皆様のご協力をお願いします。

Q 3

統合後、学童保育室や放課後子ども教室はどうなりますか。

A 3

鹿浜西小学校に設置されている学童保育室は、引き続き統合新校の校舎内に設置できるよう検討を進めていきます。

また、統合後もこれまでの

「北鹿キッズぱれっと」や「さくらキッズしかにし」のような「放課後子ども教室」の実施に向けて、地域の皆さんにスタッフとして協力して下さるよう働きかけていきます。



Q 4

両校は第一次避難所となっていますが、統合後はどうなりますか。

A 4

統合新校を第一次避難所とする予定です。

避難所の再編については、施設整備に合わせて、今後町会・自治会の皆さんと協議してまいります。

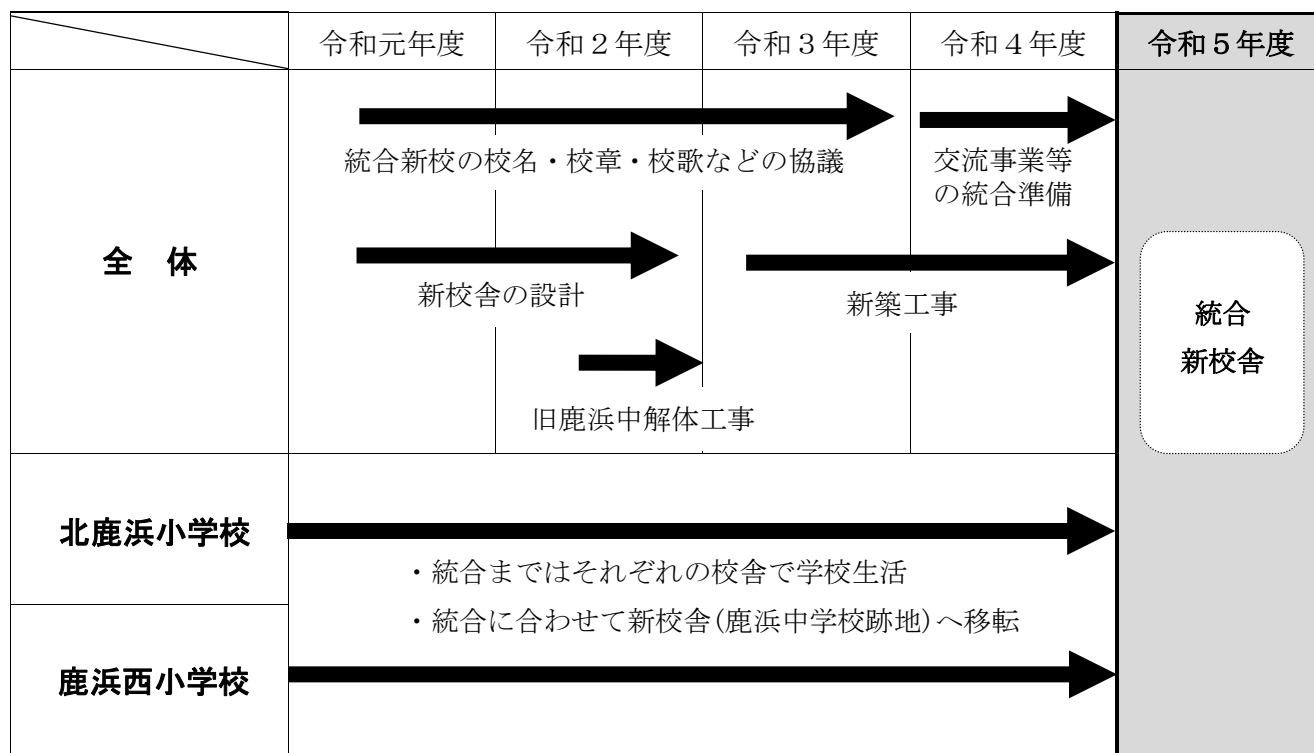
Q 5

両校の跡地は、統合後どうなりますか。

A 5

北鹿浜小学校と鹿浜西小学校跡地の利活用方法については、現在検討中です。案がまとまり次第、地元協議会等のご意見を聞き、決定してまいります。

4 統合のスケジュール



《 次回日程 》

日時：7月24日(水) 午後7時から
会場：鹿浜西小学校 1階家庭科室
議題：統合新校の校名について
新校舎の設計について

《 傍聴を希望される方へ 》

- ・当日、会議の10分前までに直接会場にお越しください。
- ・会場スペースの都合上、希望者が8名を超える場合は、抽選により傍聴人を決定します。
- ・当日、傍聴券に住所、氏名を記入していただきます。
- ・発言や写真撮影、録画、録音等はできません。

今後も「統合地域協議会ニュース」の発行を通して、統合に向けた協議内容や、教育委員会として決定した事項などをお知らせしてまいります。

統合にあたっては、今後とも地域や保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

発行・編集：統合地域協議会事務局(足立区教育委員会事務局 学校適正配置担当課)

電話番号：03-3880-5426(直通)

北鹿浜西

検索

区ホームページでも統合地域協議会
ニュースの閲覧が可能です。



足立区立小・中学校の適正規模・適正配置に関する情報は、区ホームページに掲載しています。
詳しくは下記からご覧ください。

ホーム > 子育て・教育 > 教育についての取り組み > 小・中学校の適正規模・適正配置

学校開校年表(足立区立中学校)

